



宮監公表第 21 号
平成 30 年 4 月 24 日

宮崎市監査委員	梶 谷 欣 也	
宮崎市監査委員	神 戸 洋 一 郎	
宮崎市監査委員	伊 地 知 義 友	
宮崎市監査委員	日 高 あ き ひ	

定期監査の措置状況の公表について

平成 29 年度定期監査の結果報告に対して講じた措置の通知があったので、地方自治法第 199 条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
 - ・ 総務部
 - ・ 佐土原総合支所
 - ・ 田野総合支所
 - ・ 高岡総合支所
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

別紙 1

平成 29 年度定期監査指摘事項等についての措置状況通知書

平成 29 年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：総務部)

指 摘 事 項・意 見 の 内 容	措 置 状 況
<p>【指摘事項】</p> <p>(危機管理局危機管理課)</p> <p>①平成 28 年度市外旅行(秋田市：平成 28 年 10 月 13 日～14 日)について、概算払いによる航空賃(62,380 円)と実際の航空賃(62,280 円)が相違し 100 円の戻入が発生しているにもかかわらず、適正な精算及び戻入処理が行われていなかった。</p>	<p>100 円の戻入については、不適切事項の報告を受け、平成 30 年 1 月 11 日に返還した。</p> <p>今後は、二度と同様の事例が発生しないよう、旅行者・起案者・決裁者が旅行命令と領収証の突合を行うよう職員に対し周知徹底を行った。</p>

平成 30 年 3 月 23 日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸敷 正 印





別紙 1

平成 29 年度定期監査指摘事項等についての措置状況通知書

平成 29 年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

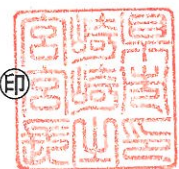
(監査対象部署：佐土原総合支所)

指 摘 事 項・意 見 の 内 容	措 置 状 況
<p>【意見】</p> <p>(農林水産課)</p> <p>①多面的機能支払交付金の事務処理について、関係書類を十分に確認しないまま受理しているものが見受けられた。 交付申請書及び実績報告書は、交付金の適正かつ適切な交付及び執行を確認するためのものであり、審査(決裁)の過程において記載内容及び計数等の誤りがないか責任をもって確実に点検されたい。</p>	<p>①当事業の申請団体に対し、今後、提出書類に誤りが無いよう指導を行った。 また、審査においては、複数人で記載内容及び計数の整合性について十分な精査を行い、適正かつ適切な事務処理に努める。</p>

平成 30 年 3 月 26 日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸敷 正





別紙 1

平成 29 年度定期監査指摘事項等についての措置状況通知書

平成 29 年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

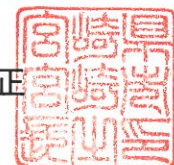
(監査対象部署：田野総合支所)

指 摘 事 項・意 見 の 内 容	措 置 状 況
<p>【意見】</p> <p>(農林水産課)</p> <p>①多面的機能支払交付金の事務処理について、関係書類を十分に確認しないまま受理しているものが見受けられた。 交付申請書及び実績報告書は、交付金の適正かつ適切な交付及び執行を確認するためのものであり、審査(決裁)の過程において記載内容及び計数等の誤りがないか責任をもって確実に点検されたい。</p>	<p>①平成 28 年度交付申請書、平成 28 年度実績報告書及び平成 29 年度交付申請書については誤りを適切に補正させた。 今後は前年度書類を添付して複数人で確認を行った後に決裁を行うことで適正な事務処理に努める。</p>

平成 30 年 3 月 16 日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸敷 正



別紙 1

平成 29 年度定期監査指摘事項等についての措置状況通知書

平成 29 年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：高岡総合支所)

指 摘 事 項・意 見 の 内 容	措 置 状 況
<p>【指摘事項】</p> <p>(地域総務課)</p> <p>①平成 29 年度の市外旅行（東京都：平成 29 年 4 月 14 日～16 日）に係る概算払い旅費について、パック旅行（航空機）を利用したときには支出の証拠書類として領収書を添付して精算すべきところ、領収書が添付されていなかった。領収書の金額を確認したところ、4,700 円の戻入が発生した。</p> <p>【意見】</p> <p>(農林水産課)</p> <p>①多面的機能支払交付金の事務処理について、関係書類を十分に確認しないまま受理しているものが見受けられた。交付申請書及び実績報告書は、交付金の適正かつ適切な交付及び執行を確認するためのものであり、審査（決裁）の過程において記載内容及び計数等の誤りがないか責任をもって確実に点検されたい。</p>	<p>①旅費の戻入については、平成 29 年 12 月 28 日に行った。 今後は、法令を遵守した適正な事務処理に努める。</p> <p>①平成 28 年度交付申請書、平成 29 年度交付申請書、平成 28 年度実績報告書については誤りを適切に補正させた。 また、審査においては、記載内容及び計数の根拠資料を添付し、複数人で十分な精査を行った後に決裁することで、適切かつ確実な事務処理に努める。</p>

平成 30 年 3 月 22 日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸敷 正

